

文教委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

（1）令和2年度 一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

資料 令和2年度一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」

参考資料1 令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

参考資料2 令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果について

こども未来局

（令和3年8月23日）

経営改善及び連携・活用に関する取組評価

(令和2(2020)年度)

法人名(団体名) 一般財団法人 川崎市母子寡婦福祉協議会	所管課 こども未来局こども支援部こども家庭課
-------------------------------------	-------------------------------

1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

本市施策における法人の役割

当該法人は、母子父子寡婦福祉法に規定された市内唯一の母子・父子福祉団体であり、長い歴史の中で母子父子寡婦福祉の専門知識を蓄積していることから、当該分野の本市施策の一部について受託団体として実施するとともに、市が実施に至っていない事業を自主事業として主体的に実施するなど、市の施策推進の一翼を担っています。また、9地区の福祉会を包含していることから、地域に密着した事業推進を可能としています。

一般財団法人に移行後も、法人の目的・趣旨には、公益性が強いいため、母子・父子福祉団体として本市との施策上の関係性を維持し、「法人の自立化」と「施策上の役割強化」を両立させていきます。

また、母子・父子福祉団体は、生み出した収益を福祉に還元することが目的であるため、法人が生み出す収益を有効活用し、法人の事業拡充を図り、ひとり親家庭及び寡婦の支援を強化し、母子父子寡婦福祉の向上に還元していきます。

法人の取組と関連する計画	市総合計画と連携する計画等	基本政策	施策
		子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり	安心して子育てできる環境をつくる
	分野別計画	川崎市子ども・若者の未来応援プラン(平成30年度～令和3年度)	

4カ年計画の目標

- (1) 施策の推進に向けた事業計画として、主に次の事業における取組を実施し、支援の効果等についての向上又は維持を図ります。
- ・生活支援事業において、生活相談の効率的な対応や効果的な生活支援講座を実施することで、母子家庭等の生活力の向上を図ります。
 - ・自立支援事業において、就職に効果的な資格や技能の取得に向けた就業支援講習を実施し、母子家庭等の就業や自立の促進を図ります。
 - ・地域活動推進事業において、会員確保に向けた取組や地区母子寡婦福祉会を通じた地域活動や交流を促進し、地域力の向上を図ります。
- (2) 経営健全化に向けた事業として、主に斎苑の売店事業等の収益事業において、法人の事業執行や運営に必要な収益の確保を図ります。
- (3) 業務・組織に関わる計画として、主に法人職員の専門知識の習得やスキル向上等の取組を推進し、法人組織の支援体制の強化を図ります。

2. 本市施策推進に向けた事業取組

取組No.	事業名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和2(2020) 年度)	実績値 (令和2(2020) 年度)	達成度 (※1)	本市による評価 ・達成状況 (※2) ・費用対効果 (※3)	今後の取組の 方向性 (※4)
①	母子家庭等生活支援事業	生活相談件数	件	742	800	766	b	C	II
		講座受講者数	人	772	830	421	d		
		事業内容の満足度	%	90	90	90	a		
		事業別の行政サービスコスト	千円	13,009	14,073	14,361	2)	(2)	
②	母子家庭等自立支援事業	就労相談件数	件	1,899	2,050	2,414	a	C	II
		講座受講者数	人	1,104	1,170	1,044	c		
		就労決定数	人	65	80	56	c		
		事業別の行政サービスコスト	千円	19,623	21,110	21,540	2)	(2)	
③	母子家庭等地域活動推進事業	会員数	人	590	635	575	c	D	II
		事業参加者数	人	2,626	2,750	1,295	d		
		地域活動への評価	%	88	90	90	a		
		事業別の行政サービスコスト	千円	—	—	—			

3. 経営健全化に向けた取組

取組No.	項目名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和2(2020) 年度)	実績値 (令和2(2020) 年度)	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	収益事業	斎苑売店及び自動販売機設置による事業収支	千円	△ 445	7,782	△ 2,554	d	E	Ⅱ

4. 業務・組織に関する取組

取組No.	項目名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和2(2020) 年度)	実績値 (令和2(2020) 年度)	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	事務執行体制の確保	外部研修への参加(延べ人数)	人	6	15	10	b	B	I
		コンプライアンスに反する事案の発生件数	件	0	0	0	a		

(※1)【 a. 目標値以上、b. 現状値以上～目標値未満、c. 目標達成率60%以上～現状値未満、d. 目標達成率60%未満】

(行政サービスコストに対する達成度については、1. 実績値が目標値の100%未満、2. 実績値が目標値の100%以上～110%未満、3. 実績値が目標値の110%以上～120%未満、4. 実績値が120%以上)

(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】

(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】

(※4)【 I. 現状のまま取組を継続、Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、Ⅲ. 状況の変化により取組を中止】

本市による総括

各取組の評価結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など

【令和元(2019)年度取組評価における総括コメントに対する法人の受止めと対応】

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発令により、各種支援や講座を一時的に休止せざるを得なくなったほか、公共施設の休館に伴い自動販売機設置事業による収入が減少、外出自粛により斎苑売店の売り上げも大幅に減少しました。

こうした状況下、市と緊密に連携を図りながら、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえた各種支援や講座の再開を検討し、適切な感染予防措置を講じて実施しました。また、収益事業についても斎苑売店の固定費縮減や、自動販売機設置について入札を実施し手数料収入増につなげるなど収益確保に向けた取組を行いました。

【令和2(2020)年度取組評価における総括コメント】

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、各種講座やイベント等の実施が制限されたことにより、指標の多くが目標を未達となりましたが、コロナ禍においても実施可能な手法等の工夫を凝らすことで各種支援を継続するとともに、経済的に厳しい状況となっているひとり親家庭に寄り添った支援に取り組んでいます。自立に向けた支援については経済的基盤となる就労支援を中心に、生活・子育て支援等総合的に行うことが重要であることから、今後も社会状況を注視し、個々の世帯状況に寄り添いながらニーズに沿った効果的な支援を実施することを期待します。

また、収益事業については、自動販売機設置事業は黒字を維持したものの、斎苑売店事業において新型コロナウイルスの影響を受け赤字となりました。自動販売機設置事業の黒字を維持し、更なる収益を確保するとともに、葬儀の簡素化等により斎苑売店の収益減は今後も継続することが予想されるため、斎苑売店事業の今後の在り方について、本市と協議・連携しながら、業務形態の見直しなど長期的な収益の確保に向けた取組の検討を進める必要があります。

2. 本市施策推進に向けた事業取組①(令和2(2020)年度)

事業名	母子家庭等生活支援事業
計画 (Plan)	
指標	①生活相談件数、②講座受講者数、③事業内容の満足度
現状	<ul style="list-style-type: none"> 生活相談については、近年、相談内容の多様化・複雑化により対応が難しく、時間を要する事案が増加しています。 講座受講者数については、利用の需要もあって一定の実績があるものの、その講座内容については、今後も利用者のニーズ等を踏まえた実施が必要です。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 生活相談件数については、円滑な相談対応ができるよう、専門知識やスキルについて向上させるとともに、対象世帯の利用促進につながる広報活動を行いながら、効率的かつ効果的な実施を図ります。 講座受講者数については、利用者のニーズの把握を行うとともに、それに合わせた講座の内容や開催頻度について適宜検討しながら、ひとり親家庭の生活の安定に向けて、さらなる参加の促進を図ります。 事業満足度については、引き続き高い水準を維持します。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度末時点において、新型コロナウイルス感染拡大に起因し、来所による相談件数は減少していますが、社会状況の変化に伴い、生活向上に関わる相談等のニーズが増大する可能性もあることから、相談時の距離の確保やパーティション設置等、感染拡大防止対策を継続し、受付体制を維持するとともに、区役所への出張相談についても、利用者の要望に応じて、感染予防措置を講じたうえ順次実施していきます。 各種講座のDVD配布やオンライン活用といった、来所によらない手法についても随時導入し、受講者の維持・増加につなげていきます。 アンケートやコロナウィルスの影響による社会状況変化や新たな生活様式のあり方も踏まえ、実施講座の内容を随時見直し、利用者の増加と満足度の向上を図ります。

実施結果 (Do)	
本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】 生活に関わる相談件数は、目標の95.8%となりました。 特に第1四半期について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け急を要しない相談が減少したことに加え、外出等の自粛要請の影響により日常生活支援事業に係る申込が減少しました。第2四半期以降の件数は昨年を超える水準となり、年間の実績値は昨年度を上回りましたが、目標値には届きませんでした。</p> <p>【指標2関連】 講座の受講者数は、目標の60%未満に留まりました。 生活支援に関わる上半期の講座については、新型コロナウイルス感染の予防対策を主眼におき上半期の開催は全て中止しました。下半期は、DVD配布やオンライン活用等も検討しましたが、参加者のインフラ環境等を考慮し、今年度の実施は見送り、感染症対策を十分にとったうえで、参加人数を減らし密を避けながら実施回数を増やして実施し(当初予定28回→実績52回)、参加者を確保したところで、年間を通した実績値は目標値の50.7%に留まりました。</p> <p>【指標3関連】 満足度については目標を達成しました。 生活相談については、新型コロナウイルス感染拡大の影響による生活様式の変化を踏まえ、ひとり親家庭に寄り添った対応を行いました。また、講座については上半期は開催を見送ったものの、下半期の実施の際には、一回の参加者数を絞りつつ日程を増やして開催する等の対応により、感染症対策を行いながら参加者を確保したことで、利用者の満足度向上につながりました。</p>

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	生活相談件数	目標値	742	760	780	800	820	件
	説明 ひとり親家庭等の生活支援のために実施する相談事業における件数	実績値		777	713	766		
2	講座受講者数	目標値	772	790	810	830	850	人
	説明 ひとり親家庭等の生活力の向上を促すために実施する生活支援講習会の受講者数	実績値		870	726	421		
3	事業内容の満足度	目標値	90	90	90	90	90	%
	説明 生活支援事業に対する利用者の満足度 ※個別設定値:86(現状値の95%)	実績値		90	90	90		

指標1 に対する達成度	b	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	d	
指標3 に対する達成度	a	

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

指標3の満足度は高いことから、新たな手法も含め講座内容はニーズを満たしていると思われていますが、指標1、2については、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた影響により、目標値を達成できませんでした。特に指標2については、感染拡大防止に向けたイベント等の自粛要請により上半期の実施を中止・延期したことにより、通年では約50%の達成度となりましたが、感染症対策を徹底しながら開催を行った下半期については、前年度を上回る水準の参加者を確保できました。長期化するコロナ禍で、より切迫した世帯が増加すると見込まれるため、引き続き相談者に寄り添った対応と、効果的な講座実施に努めてまいります。

	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	C 指標1、2は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により目標値を下回りましたが、新たな生活様式にあわせて着実に事業や講座を実施したことでも下半期以降は例年の水準を上回っており、指標3の利用者の満足度についても高かったことから、Cを選択しました。 特に、メールマガジンを活用したひとり親家庭に対する食料品の配布や昨年度を上回る生活相談においては、コロナ禍における臨時給付金や緊急小口資金貸付等の制度を丁寧に案内する等、生活に苦慮しているひとり親に寄り添った支援を行い本市が求める役割に対し一定の成果があったものと考えます。

行政サービスコスト		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	13,009	13,724	13,975	14,073	14,131	千円
	説明 直接事業費ー直接自己収入	実績値		13,646	14,770	14,361		
行政サービスコストに対する達成度	2)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上						

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

当該事業は市の受託事業であり、サービスコストはすべて市からの収入により賄われています。令和元年度から、サン・ライヴ事業の相談等の機能を強化するため、生活・就労相談に関わる統括職員として新たに福祉職員を1名配置した分を母子家庭等自立支援事業と経費按分しており、令和2年度もこれを継続していますが、令和元年度に職員の新規配置に伴う備品購入費等として生じた費用が、令和2年度には発生していないため、前年度比での経費は削減されました。

	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(2) 当該法人に委託している母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業等について機能を強化したことにより、令和元年度から委託費が増加しています。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により、講座受講者数は目標値を達成できなかったものの、感染症対策をとりながら着実に実施しており、生活相談件数も平成30年度水準の実績を挙げており、ひとり親家庭の就労による自立支援へ寄与しているといえることから、(2)を選択しました。

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II

法人名(団体名)	一般財団法人 川崎市母子寡婦福祉協議会	所管課	子ども未来局子ども支援部子ども家庭課
----------	---------------------	-----	--------------------

本市施策推進に向けた事業取組②(令和2(2020)年度)	
事業名	母子家庭等自立支援事業
計 画 (Plan)	
指標	①就労相談件数、②講座受講者数、③就労決定数
現状	・講座受講者数については、ひとり親家庭等からの需要も高く、利用者のニーズに合わせた講座やセミナーを実施しており、一定の利用実績があります。今後も求職者のニーズに応じた講座の実施と、新たな講座の開拓・実施に努めていきます。
行動計画	・就労相談については、市内の関係機関と連携しながら、引き続き効率的かつ効果的な対応を行います。 ・就業を取り巻く社会状況や企業ニーズ等を分析・把握しつつ、就業に結びつきやすい資格の取得に向けた講座を実施するとともに、講座の実施回数や実施場所の拡大について検討しながら、さらなる参加の促進を図ります。 ・就労相談における対応や資格取得の支援を適切に踏まえた上で、関係機関との連携のもと、就労決定数の増加を図ります。
具体的な取組内容	・相談時の距離の確保やパーティション設置等、感染拡大防止対策を継続しながら相談受付体制を維持するとともに、区役所への出張相談についても、利用者の要望に応じて、感染予防措置を講じたうえ順次実施していきます。 ・各種講座のDVD配布やオンライン活用といった、業所によらない手法についても随時導入し、受講者の維持・増加につなげていきます。 ・給付金事業の促進等に努めるとともに、関係機関との連携を深め、就労支援・就労決定数の増加を目指します。

実施結果 (Do)	
本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】 アクリル版を設置する等の感染症対策を適切に講じる等、対面での相談受付の体制も確保しながら実施し、求人情報等の利用者が必要とする情報提供に努めました。新型コロナウィルスの感染拡大に起因する、資格取得に係る相談等が増加したことにより、昨年度の実数値を上回るとともに目標値を達成しました。</p> <p>【指標2関連】 講座の実施にあたっては、受講者同士の距離を十分に確保する等の対応を行ったほか、一部の講座についてeラーニングを活用して開催する等、工夫をしながら実施をしたことにより、前年度を上回る受講者数となりましたが、目標値を下回りました。</p> <p>【指標3関連】 就労に係る講座受講者や自立支援プログラムの策定者に対して、ニーズにあわせた就業情報の提供や関係機関につなぐ等の取り組みを行なったうえ、電話連絡等によりその後の就労状況について後追いの調査を実施しました。確認がとれた対象者のうち、就労が決定した人数は前年度と同水準となりましたが、目標は下回りました。</p>

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	就労相談件数	目標値	1,899	1,950	2,000	2,050	2,100	件
	説明 ひとり親家庭等の親から相談を受け、就労に関する助言や情報提供等を行った件数	実績値		1,667	2,161	2,414		
2	講座受講者数	目標値	1,104	1,110	1,140	1,170	1,200	人
	説明 ひとり親家庭等の親の就業・自立に向けて、資格や技能の取得のために実施する就業支援講習会の受講者数 ※個別設定値:1,049(現状値の95%)	実績値		1,044	1,002	1,044		
3	就労決定数	目標値	65	70	75	80	85	人
	説明 就労相談を受け、その後就労が決定したひとり親家庭等の親の人数	実績値		46	56	56		
指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
指標2 に対する達成度		c						
指標3 に対する達成度		c						

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

コロナ禍における経済的影響を受けて相談数が増加し、指標1は目標値を達成しました。指標2については、前年度の実績を上回ったものの、目標を達成できませんでしたが、感染症予防対策を講じて実施できる体制を整えているため、来年度の目標達成に向けて、ニーズの把握と広報の実施に努めます。指標3については、新型コロナウイルス感染拡大の影響による求人減少もあり、目標値にはとどきませんでした。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	C

行政サービスコスト		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	19,623	20,472	20,963	21,110	21,197	千円
	説明 直接事業費ー直接自己収入	実績値		20,354	22,156	21,540		
行政サービスコストに対する達成度		2)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が120%以上					

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

当該事業は市の受託事業であり、サービスコストはすべて市からの収入により賄われています。令和元年度から、サン・ライヴ事業の相談等の機能を強化するため、生活・就労相談に関わる統括職員として新たに福祉職員を1名配置した分を母子家庭等自立支援事業と経費按分しており、令和2年度もこれを継続していますが、令和元年度に職員の新規配置に伴う備品購入費等として生じた費用が、令和2年度には発生していないため、前年度比での経費は削減されました。

本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度1等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(2)

改善 (Action)

実施結果 (Do) や評価 (Check) を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II

本市施策推進に向けた事業取組③(令和2(2020)年度)

事業名	母子家庭等地域活動推進事業
計 画 (Plan)	
指標	①会員数、②事業参加者数、③各地区評価値
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・会員数については、若い世代における加入への抵抗感があり、近年横ばいの傾向にあります。 ・事業参加者数については、やや減少傾向にあるものの、会員のニーズに合った行事や会員の自主活動も増えているため、一定の参加実績が見受けられます。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・会員数については、若い世代に対する広報活動を特に行うとともに、当該世代のニーズを把握しつつ、新たな会員獲得に向けた取組みについて検討しながら、新規会員の獲得を図ります。 ・事業参加者数については、会員等のニーズ等も踏まえつつ、幅広い年代の声が幅広く取り入れられるように、協議会の事業運営のあり方について検討しながら、さらなる参加の促進を図ります。 ・各地区会の評価については、引き続き高い水準を維持します。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度以降実施しているひとり親応援フェスタは、新たな利用者や会員獲得に効果的な取組であるため、新型コロナウイルス感染拡大の対策を講じたうえで実施するとともに、フードバンクの利用やひとり親家庭応援メルマガ等情報発信の取組を連携させながら、協議会活動の広報と会員の獲得につながる取組方法を検討・実施していきます。 ・地域における活動については、新しい生活様式等を踏まえ工夫しながら、順次実施し、事業参加者の増加及び各地区会の評価値の向上を目指します。

実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1】 会員数は僅かに減少し目標を達成できませんでした。 ひとり親応援フェスタを感染症対策を講じたうえで実施したことや、川崎市と連携しメールマガジンにより様々な情報発信を行うことで、新たにサン・ライヴを利用した世帯への活動の周知ができたことにより、新規会員を獲得できたものの、退会者を含めると会員数は僅かに減少となり、目標を達成できませんでした。</p> <p>【指標2】 各区で実施していた交流イベント等は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を鑑み年間を通して実施を自粛したことにより目標値を大きく下回りましたが、緊急事態宣言が解除されている時期には、感染症対策を十分にとりながら実施が可能なイベントを開催したほか、フードバンクかわさきや社会福祉協議会の協力を得て、延べ180名への食料品の配布による支援を行う等、地域でのつながりを維持することに努めました。</p> <p>【指標3】 地域で実施するイベントの大半の開催を見送ったものの、食料提供等、状況に応じた取組を行ったことで各地区会の評価値は維持することができました。</p>
----------------	--

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	会員数	目標値	590	605	620	635	650	人
	説明	母子家庭及び寡婦からなる一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会の会員数		実績値	600	620	575	
2	事業参加者数	目標値	2,626	2,650	2,700	2,750	2,800	人
	説明	母子家庭及び寡婦の交流促進のため、各地区で実施している事業活動の参加者数 ※個別設定値: 2,495 (現状値の95%)		実績値	2,522	3,600	1,295	
3	地域活動への評価	目標値	88	90	90	90	90	%
	説明	地域活動に対する各地区会の評価値		実績値	90	90	90	

指標1 に対する達成度	C	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	d	
指標3 に対する達成度	a	

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

指標3については実績値を維持し、目標を達成しました。指標1、2について目標を達成できませんでしたが、コロナ禍においてイベント等の自粛が必要となるなか、市と連携しメールマガジンによる情報提供を通じた新規会員の獲得や、食料品の提供による支援を実施しました。今後も、ひとり親家庭の地域とのつながりの強化に向け交流の機会となる取組みについて、工夫をしながら実施することにより、目標の達成を目指します。

本市による評価	区分	区分選択の理由
	達成状況 A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	D

行政サービスコスト		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	-	-	-	-	-	千円
	説明	直接事業費-直接自己収入		実績値	-	-	-	
行政サービスコストに対する達成度			1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が120%以上					

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

本市による評価	区分	区分選択の理由
	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度等を踏まえ評価)	

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	II	令和3年度も新型コロナウイルスの影響が継続すると予想されるため、感染症予防対策を徹底したうえで地域活動を行うとともに、今年度も行った企業が実施するひとり親家庭向けの奨学金の申込窓口となることで、会員の獲得につなげることや、会員特典を強化するなど、他団体等の協力を受けながら継続した効果的な取組を行い、新規会員の獲得に取り組んでいきます。

3. 経営健全化に向けた取組①(令和2(2020)年度)

項目名	収益事業
計画 (Plan)	
指標	斎苑売店及び自動販売機設置による事業収支
現状	・斎苑の売店事業については、昨今の葬儀簡素化の風潮が進展する中、近年、売店の販売収益が急速に悪化しており、売店単独では赤字決算となっています。このため、自動販売機の収益金から赤字を補填する形となっています。
行動計画	・斎苑の売店事業について、酒類の出荷価格の値上げ等があるため飲料等の値上げを行います。また、事業規模や経費、売店の運営方法等について見直しを行い、売店単独での黒字決算を目指します。これらにより、事業収益構造を改善し、法人の安定した運営や事業執行に必要な収益金を確保します。
具体的な取組内容	斎苑の売店事業及び自動販売機設置事業ともに新型コロナウイルス感染症拡大による影響を大きく受けている状況です。 ・斎苑の売店事業については、葬儀の在り方の変化により酒類の販売量が落ち込み、今後その影響は続く可能性が高いと思われるため、今後の収益の改善に向けて、斎苑事業者との調整により、価格の見直し等の取組を行います。 ・自動販売機設置事業については、設置施設の休業や外出自粛の影響により、売上が大きく落ちると思われるため、指定管理施設への新規設置の働きかけや、既設置分のうち契約更新されるものについて入札による事業者選定を行う等、今後の収支改善に向けた取組を行います。

実施結果 (Do)

経営健全化に向けた活動実績	<p>【斎苑の売店事業】 令和2年度当初から、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、葬儀の簡素化が進んだこととあわせ、市から利用者に対する葬儀への出席を少数とすること等の要請により、特に売店での酒類の売上が大きく落ち込みました。この状況に対し収益確保に向け、売店の品目や単価見直しによる収益の改善のほか、国が実施するコロナ関連の支援制度(持続化給付金)の活用等とともに、斎苑の管理者等との交渉による施設管理協力金の減免、人件費等の固定費の事業費用の削減に取り組んできたところですが、経常費用(前年度比△37,671千円の42,085千円)を經常収益(前年度比△48,103千円の34,882千円)で賄うことができず、令和2年度の収益は赤字(經常収支△7,203千円)となりました。</p> <p>【自動販売機設置事業】 新型コロナウイルスの影響に伴い、設置している施設の閉鎖や来場者の減少により、自動販売機設置事業の収益も減少となりました。これに対し、令和2年度末から新たに開設した川崎市複合福祉センターふくふくへの新規設置を行う等、今後の収益改善に向けて取り組むとともに、既設置分のうち3か所について、入札による事業者の再選定を行い手数料等の見直しなど事業費用の削減を行った結果、経常費用(前年度比△267千円の1,265千円)を經常収益(前年度比△1,815千円の5,914千円)で賄うことができ、自動販売機設置事業単体では黒字(經常収支4,649千円)を維持しています。</p>
---------------	--

評価 (Check)

経営健全化に関する指標	目標・実績	H29年度(現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1 斎苑売店及び自動販売機設置による事業収支	目標値	△ 445	4,678	9,425	7,782	7,782	千円
説明 母子及び父子並びに寡婦福祉法第25条に基づき、斎苑等の公共的施設に設置している売店等による販売収支	実績値						
指標1に対する達成度	d	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)							
両事業ともに新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けましたが、自動販売機設置事業単体では黒字を維持しました。斎苑事業では、利用者が激減しただけでなく、会食の自粛により売上の主力である酒類の販売量が大きく落ち込んだことにより、実績値が目標値を下回りました。今年度も固定費の削減等による収益の改善に取り組みましたが、斎苑の利用の在り方や葬儀の形態は大きく変わり今後も定着する見込みであることから、売上をR1年度以前の水準に戻すことは困難であると思われる。今後は、川崎市と連携しながら斎苑売店事業の在り方を検証し、運営方法の見直しを含め、収益確保に向けて取り組む必要があります。							

	達成状況	区分	E	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った		新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けるなか、自動販売機設置事業については黒字を維持したものの、斎苑売店事業については赤字となり、結果、実績値が目標値を大幅に下回ったため、区分Eを選択しましたが、自動販売機設置事業については、入札による事業者の再選定を積極的に行うなど収益増に努めています。また、斎苑売店事業については、法人として課題認識をもち、人員を半減し固定費の削減に努め、売り上げの増加に向けた品目や単価の見直しなど収益の確保に取り組んでいます。将来の収益の確保に向けても、市と認識を共有しながら業務形態の見直し等を含めた検討を進めています。

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II

4. 業務・組織に関する取組①(令和2(2020)年度)

項目名	事務執行体制の確保
計画 (Plan)	
指標	①外部研修への参加(延べ人数)、②コンプライアンスに反する事案の発生件数
現状	・母子・寡婦福祉を実施するにあたり、近年、ひとり親等となる経緯が多種、多様化し、複雑な事例も見受けられ、職員の対応能力を超える事案も散見されています。 ・これまでの運営において、コンプライアンスに反する事案は発生していません。
行動計画	・ひとり親家庭等の変化や取り巻く社会情勢が変遷する中、多様化するニーズや事案に対応できる専門知識、能力の向上を図ります。 ・引き続き、組織において適切な管理・運営を行い、コンプライアンスの遵守に努めます。
具体的な取組内容	・引き続き、市内外で実施される研修会に延べ15人以上参加するほか、新型コロナウイルスの感染拡大による社会情勢の変化、新たな生活様式のあり方を踏まえた、ひとり親家庭の現状や課題、ニーズの把握を行いながら、専門知識の習得、資質向上に努めます。 ・引き続き、コンプライアンスの順守に努めます。

実施結果 (Do)

業務・組織に関する活動実績	<p>【指標1】 新型コロナウイルス感染拡大により、当初予定していた研修の開催が中止となったため、別途オンラインで開催される研修にも積極的に参加しましたが、指標の実績値は目標値には届きませんでした。</p> <p>【指標2】 コンプライアンスを順守する意識を持って業務にあたり、違反する事案はありませんでした。</p>
---------------	---

評価 (Check)

業務・組織に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	外部研修への参加(延べ人数)	目標値	6	10	15	15	15	人
	説明 専門知識の習得や能力向上を図るため、各種研修会に参加した職員数	実績値		9	21	10		
2	コンプライアンスに反する事案の発生件数	目標値	0	0	0	0	0	件
	説明 コンプライアンスに反する事案の発生件数	実績値		0	0	0	0	
指標1 に対する達成度		b	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
指標2 に対する達成度		a						
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)								
指標1については、新型コロナウイルス感染拡大の影響で研修の開催が中止されたこともあり、目標値に届きませんでしたが、年度途中からはオンラインで開催される研修にも着目し、積極的に参加してきました。来年度においても、新型コロナウイルスの影響を踏まえたうえで、職員の資質向上に向けて計画的に研修を受講できる体制をとって、目標値の達成につなげます。								

	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	B 指標1は目標値には届かなかったものの平成29年度の現状値を上回り、オンラインによる研修にも着目し外部研修等に積極的に参加することで、ニーズに対応するための専門知識の習得と資質の向上に努めました。また、コンプライアンスに反する事案も発生していないことから、区分Bを選択しました。

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I コロナ禍が長期化している状況から、対面の研修等が中止となる可能性も見込みながら、職員の資質向上に向けて、必要な研修を計画的に受講することにより、目標値の達成に努めます。

●法人情報

(1)財務状況

収支及び財産の状況(単位:千円)		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
正味財産増減計算書	(一般正味財産増減の部)				
	経常収益	122,706	135,335	79,325	
	経常費用	126,051	136,810	86,099	
	当期経常増減額	△3,345	△1,475	△6,774	
	当期一般正味財産増減額	△3,345	△1,475	△6,774	
貸借対照表	(指定正味財産増減の部)				
	当期指定正味財産増減額				
	正味財産期末残高	100,631	99,156	92,382	
貸借対照表	総資産	109,021	107,648	96,430	
	流動資産	68,264	69,378	57,303	
	固定資産	40,757	38,270	39,126	
	総負債	8,390	8,492	4,048	
	流動負債	8,390	8,492	4,048	
	固定負債				
	正味財産	100,631	99,156	92,382	
	一般正味財産	100,631	99,156	92,382	
	指定正味財産				
エラーチェック		OK	OK		
本市の財政支出等(単位:千円)		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
	補助金		500		
	委託料	34,067	37,854	37,103	
	指定管理料				
	貸付金(年度末残高)				
	損失補償・債務保証付債務(年度末残高)				
	出捐金(年度末状況)	15,000	15,000	15,000	
	(市出捐率)	42.6%	42.6%	42.6%	
財務に関する指標		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
	流動比率(流動資産/流動負債)	813.7%	817.0%	1415.6%	
	正味財産比率(正味財産/総資産)	92.3%	92.1%	95.8%	
	正味財産利益率(当期正味財産増減額/正味財産)	-3.3%	-1.5%	-7.3%	
	総資産回転率(経常収益/総資産)	112.6%	125.7%	82.3%	
	収益に占める市の財政支出割合 (補助金+委託料+指定管理料)/経常収益	27.8%	28.3%	46.8%	

法人コメント		本市コメント
現状認識	今後の取組の方向性	本市が今後法人に期待することなど
<p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、自動販売機設置事業・斎苑売店事業ともに収益が悪化し、特に斎苑売店事業については、赤字に転じており、正味財産は6,774千円の減少となっております。</p> <p>令和2年度決算後の法人財産は約92,382千円ですが、うち、従前の財団法人分であり、県提出の公益目的支出計画で全額福祉事業に充当・支出することとなっている55,338千円を除いた一般財団法人分の財産は約37,044千円となり、昨年度から約2,000千円減少しています。今後、法人の基本財産額を計算上下回る可能性があることも念頭に置き、安定した収益の確保に向けて取組む必要があります。</p>	<p>今後も法人の基本財産額を維持するため、収益事業の収支を改善する必要があります。</p> <p>自動販売機設置事業については、再入札による手数料の見直しを継続して実施し、着実な収益の改善を図ります。</p> <p>斎苑売店事業については、葬儀の在り方の変化により、新型コロナウイルス感染拡大の影響が縮小した後であっても、R1年度以前の売上水準に戻すことは困難であると予想されるため、安定した収益確保に向けて、今後の在り方について川崎市と連携して検討する必要があります。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、法人全体の正味財産の残高も約7百万円の減少となり、斎苑売店事業を中心に収支が悪化している状況ですが、収益が望める自動販売機設置事業については、入札による手数料の見直しの実施により着実な収益の維持、改善に期待します。斎苑売店事業については、新型コロナウイルス感染拡大の影響が縮小した後も売上の回復は困難であると考えられますが、将来にわたり一般財団法人として存続するために収益の改善に努めており、長期的な収益の確保に向けた取組の必要性についても本市と認識を共有しているため、今後本市と連携しながら取組を進めることを期待します。</p>

(2)役員・職員の状況(令和3年7月1日現在)

	常勤(人)			非常勤(人)		
	合計	(うち市派遣)	(うち市OB)	合計	(うち市在職)	(うち市OB)
役員	0	0	0	11	0	0
職員	1	0	0	9	0	2

【備考】

●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解・理由

・今後の方向性

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**平成30年8月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（平成30年度～令和3年度）」**に基づく、令和2年度の取組について評価を行いましたので以下のとおり御報告いたします。

・本評価結果は、**上記方針に基づく3年目の評価となるものであり、新型コロナウイルス感染症の影響下での取組となりましたが、評価シートに定めるPDCAサイクルを着実に回していくことにより、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくことにつながっていくものとなります。**

1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

・本市では、**平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降**、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し**出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等**、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。

・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定**し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。

・今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、**多様な主体との連携の重要性が増している**ほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、**「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められる**など、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。

・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される**「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言等**を踏まえ、前記指針について**「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めるとともに**、平成30年度に**各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定**し、毎年度、同方針に基づく各法人の取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法人名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	（公財）川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	（公財）かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	（公財）川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	（公財）川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	産業振興部金融課	川崎市信用保証協会
8		産業振興部商業振興課	川崎アゼリア（株）
9		産業政策部企画課	（公財）川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
11	健康福祉局	保健所環境保健課	（公財）川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	（公財）川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害福祉課	（公財）川崎市身体障害者協会
14		保健医療政策室	（公財）川崎市看護師養成確保事業団
15	子ども未来局	子ども支援部子ども家庭課	（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会
16	まちづくり局	総務部庶務課	（一財）川崎市まちづくり公社
17		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
18		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
19	建設緑政局	緑政部みどりの企画管理課	（公財）川崎市公園緑地協会
20	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
21		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
22	消防局	予防部予防課	（公財）川崎市消防防災指導公社
23	教育委員会	学校教育部健康給食推進室	（公財）川崎市学校給食会
24		生涯学習部生涯学習推進課	（公財）川崎市生涯学習財団

2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

・前記1のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく取組評価の趣旨は、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくというところに主眼**があるため、その実施を担保する取組評価となっています。

・即ち、具体的な取組評価シートにおいては、まず「本市施策における法人の役割」を明確にし、「4ヵ年計画の目標」を立て、「**本市施策推進に向けた事業取組**」と「**経営健全化に向けた取組**」、「**業務・組織に関する取組**」の各視点から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています（各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方については次頁以降参照）。

・また、本取組評価においては、市と法人の役割の再構築と、様式や指標の見直し、評価の客観性向上のための仕組づくりの視点から、次のような手法の改善も行っています。

	平成29年度以前の「経営改善計画」の点検評価	現行の「連携・活用方針」の取組評価
市と法人の役割の再構築	本市と調整の上、 法人が指標を設定	本市施策との 連携の観点から、法人と調整の上本市が指標を設定
様式や指標の見直し	様式・指標ともに複雑・多岐	様式については、 最初の2頁で評価の全体構成を簡潔に把握できるように改定 指標については、 最終アウトカムを中心に適切な指標を絞り込んで設定 ただし、 成果を示すことが難しいもの等はアウトプット指標を設定
評価の客観性向上のための仕組づくり	内部評価後、結果をホームページにおいて公表	内部評価に 外部評価を加え、結果を議会に報告の上、ホームページにおいて公表

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

●各達成度の基本的な考え方

- a. 実績値 \geq 目標値
- b. 目標値 $>$ 実績値 \geq 現状値（個別設定値）
- c. 現状値（個別設定値） $>$ 実績値 \geq 目標値の60%
- d. 目標値の60% $>$ 実績値

●現状値と目標値が同じ（現状値維持）であるか、または現状値と目標値の間に差があるが、その差が極少数であり、実質的に現状維持に近い場合

⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載しています。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。（原則として、方針の参考資料（指標一覧）に記載されている直近数年間の平均値と、現状値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。）

●目標値 \times 60%が、現状値以上（良い）の場合

⇒abdから選択。

また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。

●目標値が現状値未満（悪い）の場合（個別設定値を設定している場合を除く）

⇒acdから選択。

また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。

●0に抑えることを目標にしている場合（コンプライアンスに反する事案の発生件数等）

⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。

●下がるのが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値 \geq 実績値
- b. 現状値（個別設定値） \geq 実績値 $>$ 目標値
- c. 目標値の1/0.6 \geq 実績値 $>$ 現状値（個別設定値）
- d. 実績値 $>$ 目標値の1/0.6

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

指標に対する達成度	点数	事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
		指標の数	合計点								
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00
平均点(合計点÷指標の数)→		3.00		2.67		2.00		1.33		0.33	

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上～3未満
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	1.5以上～2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上～1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能
 なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともにゼロ以下(実績値がプラスであっても行政サービスコストを要さない場合を含む)の場合、セルに斜線(＼)を入力。)

達成状況 \ 行政サービスコスト に対する達成度	1). 実績値が目標値の 100%未満	2). 実績値が目標値の 100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の 110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の 120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。
なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

方向性区分	説明(選択の要件)
I. 現状のまま取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択 <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択
II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 (目標等の見直しが必要な場合には、その根拠を明確に記入。) <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択
III. 状況の変化により取組を中止	<p>取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)</p>

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

3 令和2年度 取組評価の総括

・本市施策推進に向けた事業取組は、24法人で65の取組（うち42の取組が費用対効果の評価あり）があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約63%、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが約52%と、**全体としての成果は限定的であったと考えられ**、達成状況の評価が「D又はE」となったものが約37%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが約48%と、**方針策定時の現状を下回り目標未達の課題のある取組が多く散見**されるところです。

・同様に経営健全化に向けた取組においては、34の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約59%で「**D又はE**」となったものが約**41%**と**経営改善の状況が鈍化傾向**にあります。

・業務・組織に関する取組については、45の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約89%、「**D又はE**」となったものが約**11%**と概ね適正な状況を保持していますが、**Eとなったものには留意が必要**です。

・上記取組について、経年比較をすると、下表のとおり、全体的に評価が逡減傾向にあります。が、**その要因としては、新型コロナウイルスの影響によるところが大きいものですが、そうした要因によらないものもあり、引き続き詳細の確認が必要**です。また、コロナ禍にあっても、又は、コロナ禍にあることにより、**実績が上がっている指標もあり、コロナ後の社会を見据えて計画的に取組を進めていく必要**も生じてきています。

	取組数		本市による達成状況の評価	費用対効果の評価
本市施策推進に向けた事業取組 (うち費用対効果の評価を伴うもの)	65 (42)	R2	A 23% B 11% C 29% 計 63% D 23% E 14% 計 37%	(1) 10% (2) 43% 計 52% (3) 38% (4) 10% 計 48%
		R1	A 43% B 22% C 25% 計 89% D 11% E 0% 計 11%	(1) 25% (2) 55% 計 80% (3) 13% (4) 8% 計 20%
		H30	A 57% B 22% C 12% 計 91% D 8% E 2% 計 9%	(1) 39% (2) 49% 計 88% (3) 10% (4) 2% 計 12%
経営健全化に向けた取組	34	R2	A 32% B 6% C 21% 計 59% D 26% E 15% 計 41%	<本市の達成状況の評価区分> A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った
		R1	A 44% B 3% C 26% 計 74% D 26% E 0% 計 26%	
		H30	A 69% B 0% C 28% 計 97% D 3% E 0% 計 3%	
業務・組織に関する取組	45	R2	A 80% B 2% C 7% 計 89% D 7% E 4% 計 11%	<費用対効果の評価区分> (1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である ※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり
		R1	A 96% B 0% C 2% 計 98% D 2% E 0% 計 2%	
		H30	A 91% B 2% C 2% 計 96% D 0% E 4% 計 4%	

4 令和2年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

- ・各取組において、R2の今後の取組の方向性が、次のとおり「Ⅰ」となった約28%、35%、78%（何れも前年度より減）のものについては、引き続き、**法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていく**ことが必要です。
- ・各取組において、R2の今後の取組の方向性が、次のとおり「Ⅱ」となった約68%、62%、18%（何れも前年度より増）のものについては、**その要因を分析し、新型コロナウイルスによる影響度合い等も踏まえて、出資法人自ら取組の改善策を講じるよう促すとともに市としてもより緊密な連携を図っていく**ことが求められます。
- ・ただし、R2の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となったものの中には、**社会状況の変化や市の施策推進等に伴う大幅な事業を取り巻く状況の変更があったもの**もあり、その場合には、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて指標及び目標値の変更を行うものとなります。
- ・なお、今回の評価において、今後の取組の方向性が「Ⅲ」となったものは、令和2年度末で解散となった看護師養成確保事業団の各取組の終了によるものです。

	取組数	今後の取組の方向性	
		R2	R1
本市施策推進に向けた事業取組	65	R2	I ...約28%、II ...約68%、III ...約5%
		R1	I ...約60%、II ...約40%
		H30	I ...約72%、II ...約28%
経営健全化に向けた取組	34	R2	I ...約35%、II ...約62%、III ...約3%
		R1	I ...約50%、II ...約50%
		H30	I ...約67%、II ...約28%、III ...約6%
業務・組織に関する取組	45	R2	I ...約78%、II ...約18%、III ...約4%
		R1	I ...約98%、II ...約 2%
		H30	I ...約93%、II ...約 7%

<今後の取組の方向性区分>

Ⅰ. 現状のまま取組を継続

Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続

Ⅲ. 状況の変化により取組を中止

令和 3 年 8 月 5 日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会

会長 伊藤 正次

令和 2 年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議
結果について

令和 3 年度第 2 回及び第 3 回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等 24 法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 2 年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

令和２年度 出資法人「経営改善及び連携・活用
に関する取組評価」の審議結果

令和３年８月

川崎市行財政改革推進委員会

目 次

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

- (1) 審議対象について
- (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
- (3) 取組評価の手法について

2 評価全般に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用
- (2) コロナ禍にあっても実績が上がっている取組への対応
- (3) 経営健全化に向けた取組における抜本的な枠組みの変更の検討等
- (4) 業務・組織に関する取組における留意点とコロナによらずに評価が遜減傾向にある取組への考え方
- (5) 法人の財務状況における今後の取組の客観化と所管課の意識

3 個別の評価に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

(1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、平成 30 年 8 月に本市主要出資法人等 24 法人について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 2 年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の 3 年目の評価となるものであるため、評価全般に対し 3 年分の経年比較を行い、また、通年で新型コロナウイルス感染症の影響下での取組となったことから、その影響把握をより詳しく行うとともに、個別の評価については、昨年度までに引き続き、方針策定時の現状を下回り目標未達の課題のある取組や市の施策推進に伴う大幅な事業変更等により目標の変更を行うもののほか、今年度からの新たな視点として、コロナ禍にあっても実績が上がっているものなどを中心に審議を行った。

(2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について

審議対象である各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に実施するものであり、平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 か年を取組期間として、仕組みが構築されたものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の 3 つを取組の柱として、計 144 の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

(3) 取組評価の手法について

各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定める PDCA サイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した 144 の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組

期間の初めに設定した、当該事業又は項目に係る指標・現状・行動計画と4か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画（Plan）して、当該計画に対する実施結果（Do）を記入し、実績値の評価（Check）を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善（Action）の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

2 評価全般に関する審議結果について

取組全体の評価としては、「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」の各取組について、市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものと、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが、各々の50%台から60%台となっており、全体としての成果は限定的であったと考えられ、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものと、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが、各々の30%台から40%台と、課題のある取組が多く散見された。

その一方で、「業務・組織に関する取組」については、市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが、90%弱、「D 又は E」となったものが、10%強となっており、概ね適正な状況を保持していると認められるものの、Eとなったものには留意が必要である。

上記取組について、3年分の経年比較をすると、全体的に評価が逡減傾向にあり、その要因としては、新型コロナウイルスの影響によるところが大きいものの、そうした要因によらないものもあり引き続き詳細の確認が必要である。

また、コロナ禍にあっても、又は、コロナ禍にあることにより、実績が上がっている指標もあり、コロナ後の社会を見据えて計画的に取組を進めていく必要が生じてきている。

本委員会としては、取組全体の評価を踏まえ、次の点について、審議を行った。

(1) 本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用

＜本委員会の意見＞

本市施策推進に向けた事業取組において、オンラインやオンデマンド等新し

い技術への対応に期待する。また、コロナ禍にあって1年以上が経過する中、そうした取組が進んでいないものがあることに懸念があり、検討に留まらず計画等の中でオンライン化の実践につながるような枠組みの構築が必要である。一方、オンライン技術等の活用に対応しうる利用者側、主催者側のスキルアップも必要である。さらに、こうした取組は、コロナ禍の対応としてだけでなく次の経営のあり方に組み込んでいくという目線も必要と考える。

<市の見解>

本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用については、主催者側の技量や意識はもとより、利用者側のニーズや環境などによるところもあり、既に導入が進んでいるもの、これから導入を検討するものがあるのが実態である。導入が進んでいないものについては、令和2年度の取組評価の改善の方向性の具体的内容や令和3年度の計画の具体的な取組内容を掘り下げる中で、その理由も含め検証を行い、潜在的ニーズがあるにも関わらず、未実施のものについては、より主催者側の実践や利用者側のデジタルデバイスへの対応につながるような積極的アプローチを行っていく必要があると考える。

(2) コロナ禍にあって実績が上がっている取組への対応

<本委員会の意見>

コロナ禍にあってニーズが増大し継続が見込まれる事業に関しては、法人内で機動的に資源や人を投入できるかといった観点を探る必要がある。

また、コロナ禍にあって実績が上がっている取組は、受け手側のニーズがあり、提供側にも事業の効率化等のメリットがあるものなので、成功事例を見せるだけでなく、同種の業務を行う他分野の担当者を集めて、研修やサポートを行うこと等により、トータルコストの削減やサービスの向上につながるものと考え。

<市の見解>

法人内における機動的な資源の投入については、対象となる法人の事業の形態や財源等によるところがあり、指定管理事業等裁量が多く認められているものであれば、かなり柔軟な対応ができるが、市からの委託事業であると、対応できる範囲も限定的にならざるを得ず、資源を追加するためには、市との協議が必要となるものと考え。

コロナ禍にあっても実績が上がっている取組の他分野における同種の業務への普及については、令和2年度の取組評価終了後、令和3年度の取組の中間フォローを行う中で、各業務を所管する局及び法人からヒアリングを行う機会があるので、共有の仕方については工夫が必要であるが、好事例の展開を図る手法を考える。

(3) 経営健全化に向けた取組における抜本的な枠組みの変更の検討等

<本委員会の意見>

経営健全化に向けた取組における経営改善の状況が平常時の数字でなくなっている取組については、その抜本的な枠組みの変更が取り上げられるような仕組みが必要である。

また、収入が減っているところについては、新しい自己収入の確保への取組の確認も必要である。さらに、団体による自己収入割合や収益バランス、財産状況などを踏まえたきめ細かい対応も必要と考える。

<市の見解>

新型コロナウイルスの影響だけをもって、抜本的な枠組みの変更が必要と結論づけることはできないものの、そうした社会状況も踏まえつつ、本市の関連する施策における法人の役割を改めて明確にしながら、次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定する中で、法人のあり方や事業の枠組みを見直していく機会があるものとする。

また、収入減に対する新しい自己収入の確保の取組については、検討しているところと、既存の収入確保に努めているところがあり、より効果が得られる方策を探っていくものとし、団体による自己収入割合や財産状況等に応じたきめ細かい対応については、引き続き、法人形態や事業の公益性なども考慮の上、適切に対応を図っていくものとする。

(4) 業務・組織に関する取組における留意点とコロナによらずに評価が逡減傾向にある取組への考え方

<本委員会の意見>

業務・組織に関する取組におけるコンプライアンス違反については、発生させないための再発防止策の徹底が重要である。

また、コロナによらずに評価が逡減傾向にある取組については、本制度上の構造的な理由があるものもあり、そうした要因を付記することや、その中にあ

っても毎年少しでも改善の余地がないかを追求することは意義があることと考える。

<市の見解>

業務・組織に関する取組におけるコンプライアンス違反については、本委員会の意見のとおりであり、改めて、所管する局及び法人に徹底する。

また、コロナによらずに評価が逡減傾向にある取組についても、その要因を明確に説明するとともに、そうした状況下においても毎年度少しでも実績の改善が図れるよう取り組むべきものとする。

(5) 法人の財務状況における今後の取組の客観化と所管課の意識

<本委員会の意見>

法人の財務状況を受け、収支改善の対策等今後の取組の記載については、数値化や期限を入れる等、一層の客観化が必要とする。

特に、大きくマイナスとなっているところについては、単に改善していくと言って終わるのではなく、業態としての構造や市との関係等を見直すことを所管課には考えてもらう必要がある。

<市の見解>

法人の財務状況における今後の取組の客観化については、これまでも、記載内容の具体化に努めてきたところであるが、その数値化や期限設定等までは、検討の進捗度等から難しいところがあった。今後については、所管課及び法人に本趣旨を伝えることにより、検討の度合いを深め、記載内容の数値化や期限設定等の推進が図られるよう努めるものとする。

また、特に大きな赤字が出ているところについては、事業の転換や市との役割分担の見直し等も含め、所管課による踏み込んだ対応を促していく必要があるとする。

3 個別の評価に関する審議結果について

(1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の財団本部事業及び指定管理事業について	施設の稼働率や主催事業の集客がコロナにより大きな影響を受けたことは理解できる。しかし、コロナの収束	新型コロナウイルスの感染拡大は、オンラインイベントの活発化など、文化芸術活動の変容をもたらしてお

	<p>もまだ見通せない中、今後はこのような環境変動に対応した事業運営が求められる。VR、ARなどの技術を活用した新しい事業を展開していくことが期待される。</p>	<p>り、文化財団の財団本部事業や指定管理事業においても、令和3年度は能楽堂やラゾーナ川崎プラザソル、ミュージアム川崎シンフォニーホール等において文化コンテンツの配信を行う予定であることから、改善（Action）の方向性の具体的内容にそうした事業企画と最新ICT技術についても研究していくことを追記した。</p> <p>また、財団本部事業の行政サービスコストの令和3年度目標値について、文化コンテンツの配信に伴う経費が計上されていないことが判明したため、数値の修正を併せて行った。</p>
<p>国際交流協会の民間交流団体及びボランティア活動支援事業並びに多文化共生推進事業について</p>	<p>コロナの影響でイベントや講座が集客減となる一方、ボランティアのコーディネート件数や外国人相談件数が大きく伸びている。</p> <p>今後もこうした影響が続くことが予想されるため、講座やイベントの開催方法の工夫（オンラインの活用など）も必要である一方、経営面に留意しながら、法人に</p>	<p>民間交流団体及びボランティア活動支援事業のうち、令和2年度のボランティアのコーディネート件数の増加の主な要因としては、学校等からの通訳翻訳による受託が増えたもので、コロナの影響によるものではないが、継続的なものでもないため、比重を高めるのではなく、今後も引き続きボ</p>

	<p>期待されるニーズに合わせて各事業の比重を変更していくことも必要ではないか。</p>	<p>ランティア養成研修を実施し、ニーズに応じたコーディネートを行うなど、活動支援を進めていくよう、改善(Action)の方向性の具体的内容を修正した。</p> <p>また、多文化共生推進事業については、オンラインによる講座の実施とともに、外国人相談件数が増加していることから、相談受付時間の拡充やオンライン相談の実施など、多文化共生総合相談ワンストップセンターとして機能を高めていくことを改善(Action)の方向性の具体的内容に追記した。</p>
<p>スポーツ協会のスポーツ振興事業及び指導者育成・派遣事業について</p>	<p>スポーツ振興事業、指導者育成・派遣事業がコロナにより大きな影響を受けたことは理解できる。</p> <p>しかし、今後もこうした影響が続くことが予想されるため、従来と同様の事業の実施だけではなく、講座や指導の動画配信等、新しい事業の展開が期待される。</p> <p>そうした点から、オンラインマラソンを開催したことは評価できる。</p>	<p>今後もコロナの影響が予想されることから、スポーツ振興事業においては状況に応じてオンラインや動画配信等の工夫をしていく。</p> <p>指導者育成・派遣事業については、指導の有効性の観点から、活動場所での実技指導が望ましいと考えているため、動画配信は難しいものとするが、指導者研修会については、コロナの状況に応じてオンラインや</p>

		<p>動画配信の活用も検討していく。</p> <p>オンラインマラソンについては、今後も川崎国際多摩川マラソンが開催できない時の代替手段として想定していく。</p>
市民活動センターの市民活動推進事業について	<p>コロナの影響による施設利用の減少は仕方がない面があるが、講座・研修などは、オンデマンド、オンライン配信などの対応を進めてもらいたい。</p>	<p>市民活動センターで例年開催している研修はパワーアップセミナー(全10回)となっている。その他状況に応じて、単年度の講座を開催している。</p> <p>今後については、市民活動推進事業の改善(Action)の方向性の具体的内容にも追記したとおり、研修や講座等は、オンライン配信などの対応を進める方向であるが、オンデマンドでの配信については、対話を重視していることから、今後の検討課題とする。</p>
公害保健センターの検査・検診事業等について	<p>コロナの影響とは別に、被認定者数が今後減少していく見込みであることを踏まえると、長期的には法人の機能を追加し、被認定者以外の、また呼吸器疾患以外の疾病予防も含め、市民向け事業の拡大を図ることを</p>	<p>公害保健センターの設立目的として「被認定者に係る検査・検診、保健福祉、療養に係る資料の収集及び管理」が掲げられていることから、当面の間は、公害保健センターが検査・検診の中心を担っていく必要がある</p>

	<p>検討するか、あるいは他の組織との合併等、組織の存続自体を検討することなども必要になるのではないか。</p>	<p>と考えている。</p> <p>また、大気汚染等に係る健康被害の予防に寄与することもセンターの任務であるため、被認定者及び市民に対し、健康及び福祉の増進に係る活動を並行して実施し、利用者のニーズを把握するなどして可能な範囲で事業を拡充していくことを考えている。</p> <p>しかしながら、センターの運営費補助金については、公害健康被害補償事業基金を充てていることから、基金残高を注視するとともに、センターの設立主体が本市と横浜市であることから、最終的には横浜市との協議を行う必要があるため、今後も連携を図り、各事業や財務等、さらには社会情勢等も加味しながら、検討する。</p>
<p>母子寡婦福祉協議会の母子家庭等自立支援事業について</p>	<p>コロナの影響で就労相談件数も大きく増加している。講座受講者数も生活支援事業の講座受講者数の減少に比べてそれほど大きく減少している訳ではないので、</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大により就労相談件数は大幅に増加しており、今後もその収束が見通せないことから、安定した就労に向けた相談・講座等のニーズも</p>

	<p>自立支援事業のニーズが大きいと考えられ、コロナの収束が見通せず、こうしたニーズも続くと見込まれることから、少なくとも現状が大きく改善されない限りは、この事業の比重を高めることも検討しても良いのではないかと。</p>	<p>高まると予想される。そのため、生活支援事業と自立支援事業の講座等の比重を見直すとともに、内容についても見直し、拡充を行いながら、より効果的な支援につなげていく旨を当該取組の改善(Action)の方向性の具体的内容に追記した。</p>
--	--	---

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の経営健全化に向けた取組について	<p>経営がコロナにより大きな影響を受け、収益悪化につながったことは理解できる。しかし、コロナの収束もまだ見通せない中、今後はこのような環境変動に対応した財団経営が求められる。</p>	<p>今回、企画をした文化コンテンツの配信等の取組は事業収入の確保に資するものであることから、経営健全化に向けた各取組の改善(Action)の方向性の具体的内容にも、事業収入の確保に向けて取り組むことを追記した。</p>
市民活動センターの法人の自立化や経営の安定化の推進について	<p>法人の自立化や経営の安定化に向けて、講座・研修などは、オンライン配信などの対応を進め、自主財源の確保にもつなげてもらいたい。</p>	<p>市民活動センターにおける有料の研修はパワーアップセミナーのみとなっている。その他状況に応じて、開催している講座は、市民活動支援の観点から無料で実施している。</p>

		<p>今後については、法人の自立化や経営の安定化の推進の改善（Action）の方向性の具体的内容にも追記したとおり、研修や講座等は、オンライン配信などの対応を進める方向であるが、自主財源の確保につなげていくためには、講座の有料化等、事業全体のあり方の検討が必要となるので、今後の検討課題とする。</p>
<p>母子寡婦福祉協議会の収益事業について</p>	<p>母子寡婦福祉協議会の収益事業については、抜本的な見直しも必要と思われる。</p>	<p>母子寡婦福祉協議会の収益事業のうち、特に斎苑売店事業については、葬儀のスタイルが大きく変化したことにより新型コロナウイルス感染症の収束後も売上を回復させることは困難であると考えられるため、指定管理の更新時期も踏まえつつ、関係各局とも協議しながら業務形態の見直しなど、長期的な収益の確保策について、事業のあり方を検討していく旨を当該取組の改善（Action）の方向性の具体的内容に追記した。</p>

<p>母子寡婦福祉協議会の収益事業について</p>	<p>母子寡婦福祉協議会の収益事業のうち斎苑売店事業については、指定管理によるものということで、その更新時期はいつになるのか。 また、今後の見通しが見えているのであれば、見直せるものは見直してもよいのではないか。</p>	<p>斎苑自体の指定管理期間は、令和2年度から令和6年度までとなっており、更新時期は、令和6年度となる。 売店事業の業務形態については、指定管理の協定書上、定められたものであり、どのような手法をとることが市及び斎苑並びに売店事業者に有益であるかを指定管理の更新時期などを捉えて検討する必要がある。</p>
---------------------------	--	--

(3) 業務・組織に関する取組^{*}についての意見とそれに対する市の見解

※法人情報シートの役員・職員の状況に関するものを含む。

項目	意見	市の見解
<p>スポーツ協会の役員に占める本市職員及び退職職員の割合に対する考え方について</p>	<p>法人の役員に占める本市職員及び退職職員の割合の基準は、法人のガバナンスを効かせる上で必要な基準である。一方で、経営上、的確な人材登用の視点も必要であることから、その基準を一時的に超過してしまった時に、説明責任を果たすことにより、柔軟な運用が許容される場面もあると考える。</p>	<p>役員に占める本市職員及び退職職員の割合の基準は、民間の経営ノウハウを持った人材を積極的に活用して自立的な経営を促進するためのものであるが、その一方で役員の選任にあたっては、職務権限や責任に相応しい人材を「官」「民」を問わず広く求めることとし、経営ノウハウや事業実施に係る専門的知識を含めて能</p>

		力・知見を有する人材の積極的な活用に努めるものでもあるため、原則として基準を守るよう努めながらも、超過する場合にはその理由等を公表することで運用するものとする。
みぞのくち新都市の役員に占める本市職員及び退職職員の割合の改善見通しについて	現状、役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過している状況については、中長期的な視点で体制の整備を図っていくとのことであるが、その改善見通しをより具体的に示す必要がある。	現状の3分の1を超過している状況については、まちづくり公社が指名する者が本市退職職員であることによるものであり、業務の知識や経験、責任等から、別の人材を確保することが、人材育成の必要等も考慮すると、短期的には困難であることによる。 したがって、直ちに、より明確な改善見通しを示すことは困難であるが、市としても、関係者間による協議を継続的に行うことにより、改善見通しを明確化していくように努めるものとする。

【参考資料】

(1) 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	役職等
出石 稔	関東学院大学 副学長・法学部地域創生学科長・ 地域創生実践研究所長・法学部教授
伊藤 正次 (会長)	東京都立大学 法学部長 東京都立大学大学院 法学政治学研究科長
藏田 幸三	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事 東洋大学 PPP 研究センター リサーチパートナー 千葉商科大学 専任講師
黒石 匡昭	EY 新日本有限責任監査法人パートナー／公認会計士
藤田 由紀子	学習院大学法学部政治学科 教授

(2) 審議経過

- ・ 第2回委員会

令和3年7月16日(金) WEB会議にて開催

- ・ 第3回委員会

令和3年7月29日(木) WEB会議にて開催